



弥 富 市 に 転 入 さ れ た 方 へ



チェック	対象となる方	担当課	弥富市での手続き及び持参するもの
	全てのみなさん	環境課	◎ごみの出し方について確認してください。(ごみ収集日・搬出場所等)分別カレンダーなどをお渡しします。
	犬の飼育者		◎犬の飼育者は住所変更等の手続きをしてください。
	国民健康保険に加入する方(★) ※	保険年金課	印鑑・年金証書(退職者医療制度に該当する場合) ★勤務先の保険に加入している方や、生活保護を受けている方以外は、必ず国民健康保険に加入しなければなりません。
	国民年金に加入する方(★)※H30.3～		年金手帳、印鑑、離職票(喪失証明書) ★厚生年金等を喪失された 60 歳以下の方は手続きが必要です。
	年金を受給している方		※日本年金機構に住民票コードが登録されている方は、原則不要です。
	子ども・母子等・障がい者・精神障がい者・後期高齢者福祉医療に該当する方		子ども医療⇒印鑑・健康保険証、母子医療⇒印鑑・健康保険証・所得課税証明書、 障がい者医療⇒印鑑・健康保険証・障がい者手帳、後期高齢者福祉医療⇒印鑑・健康保険証 精神障がい者福祉医療⇒印鑑・健康保険証・精神障がい者手帳・自立支援証 ※スタンプ印鑑不可
	後期高齢者医療制度に加入の方 ※		印鑑・後期高齢者医療被保険者証・負担区分証明書(県外から転入の方) 申請書にマイナンバー記載していただく必要があります。
	65歳以上の方。40歳以上の方で要介護認定を受けている方 ※	介護高齢課	・介護保険被保険者証の交付申請手続き ・要介護認定申請等の手続き(前住所地で要介護認定を受けていた方は、受給資格証明書が必要)
	身体障がい者手帳・療育手帳を所持している方 ※	福祉課	・手帳の住所変更手続き ・市扶助料等の申請 手帳、印鑑、手帳所持者の預金通帳
	精神障がい者保健福祉手帳を所持している方 ※		・手帳の住所変更手続き ・精神障がい者給付金の申請 手帳、印鑑、上半身写真、手帳所持者の預金通帳
	自立支援医療(精神通院)を受けてみえる方 ※		・住所変更手続き 自立支援医療費受給者証(精神通院)、印鑑、健康保険証 (持ち物等詳しくは、福祉課までお尋ねください。)
	障がい福祉サービスを受けてみえる方 ※		・申請手続き 障がい福祉サービス受給者証(写)、障がい支援区分認定証明書、印鑑 (持ち物等詳しくは、福祉課までお尋ねください。)

裏面もご覧ください。

チェック	対象となる方	担当課等	弥富市での手続き及び持参するもの
	児童手当に該当する方 ※ (中学校終了前の児童を扶養している方)	児童課	新たに認定請求の手続きが必要です。 <u>印鑑、請求者の手当振込先金融機関の通帳</u> をご持参ください。 ※厚生年金等の加入者は、請求者の健康保険証又は厚生年金加入証明書が必要です。 (詳しくは、児童課までお尋ねください。)
	児童扶養手当・遺児手当に該当する方 ※		既に受給されている方、新規の方は、手続きが必要です。 (持ち物等詳しくは、児童課までお尋ねください。)
	特別児童扶養手当に該当する方 ※		既に受給されている方、新規の方は、手続きが必要です。 (持ち物等詳しくは、児童課までお尋ねください。)
	小中学校に在学する児童生徒がみえる方	学校教育課	・本庁市民課又は十四山支所又は鍋田支所で「転入学通知書」が交付されますので、転入される学校に転入学通知書を提出してください。 ・前の学校から受け取られた書類を新しい学校へ提出してください。 ・就学援助を希望される方は、学校教育課窓口にて申請の手続きをしてください。 ・印鑑及び銀行等の通帳をご持参ください。
	市内に土地若しくは家屋を所有されている方	税務課	固定資産税納税通知書の送付先を変更してください。
	軽自動車(原付等を含む)を所有されている方		《原付・小型特殊・ミニカー》 他市町村のナンバーをお持ちの方⇒ナンバープレート・印鑑・標識交付証明書 ※他(原付等以外)は、下記にお尋ねください。 《三輪・四輪の軽自動車》 軽自動車検査協会 愛知主管事務所 電話(050-3816-1770) 《二輪の軽自動車・二輪の小型自動車》 中部運輸局 愛知運輸支局 電話(050-5540-2046)
	妊娠している方	健康推進課	妊婦健診受診票等の差し替えが必要です。母子手帳・妊婦健診受診票等一式、印鑑をご持参ください。
	未就学児の保護者の方		健診・予防接種等のご案内をします。母子手帳、1歳未満の子どもさんがみえる場合は乳児健診受診票等一式、印鑑、お持ちであれば予防接種予診票をご持参ください。

上水道についてのお問合せ ⇒ 海部南部水道企業団 電話0567-32-3111(代)

(注意)このお知らせは、各種手続きの中で弥富市に対する主な一例ですので、個人により他の届出がある場合がありますのでご注意ください。

※の印がついている対象の方へ

申請書等にマイナンバー(個人番号)を記入していただきますので、窓口では、ご本人確認のための書類と併せて、個人番号を確認できる書類をご用意下さい。

詳しくは各担当課へお問合せください。

令和2年7月10日更新